

争議行為の予告通知の公表

日産観光労働組合 執行委員長 栗谷川 勝敏から、平成31年4月19日、労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項及び労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成31年4月26日

茨城県知事 大井川 和彦

1 事 件

賃金遅配の改善に関する事項等

2 争議行為の日時

2019年5月2日(月) 午前零時以降から5月6日(月) 午後24時まで

3 争議行為の場所

日産観光株が経営する全営業所及び全事業所と、バスを運行する茨城県、東京都を含む全職域と全職場

4 争議行為の概要

上記3において、ストライキを実施する。